

岩手県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成24年岩手県告示第756号）で公示した公共測量を終了した旨一関市長から次のとおり通知があった。

平成25年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市滝沢、大東町沖田字霞沢及び室根町折壁地内
- 2 実施した期間 平成24年7月27日から平成25年3月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（ほ場整備における地形図作成）